

# 加茂市地域包括支援センターあさひ

## 運営規程

### (事業の目的)

第1条 加茂市が設置運営する加茂市地域包括支援センターあさひ(以下「支援センター」という。)が行う地域支援事業及び指定介護予防支援事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、支援センターの職員(以下「担当職員」という。)が、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の理念に基づき、適切な地域包括ケアを実現することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 担当職員は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい自立した生活を継続できるよう利用者の立場にたって支援を行う。
- 2 地域支援事業及び指定介護予防支援事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービスやその他の保健福祉サービス等」を適切に確保できるようその調整に努める。
  - 3 地域支援事業及び指定介護予防支援事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。
  - 4 担当職員は、指定介護予防支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
  - 5 支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 6 支援センターは、適切な(介護予防)支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### (支援センターの名称等)

第3条 地域支援事業及び指定介護予防支援事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 加茂市地域包括支援センターあさひ

所在地 新潟県加茂市五番町1-1 中央コミュニティセンター2階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 支援センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤)

管理者は、担当職員を兼ねることができ、支援センターの従業員の管理、指定介護予防支援事業の利用申し込みに係る調整、その他支援センターの業務の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員

保健師又は経験のある看護師 1名

社会福祉士又は経験のある社会福祉主事 1名

主任介護支援専門員 1名

(3) その他常勤職員等を必要な人数置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、国民の祝日及び国民の休日並びに12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

(地域包括支援センター運営協議会との協議)

第6条 下記事項について、加茂市地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

(1) 支援センターの公正・中立性の確保に関すること

(2) 支援センターの職員の確保に関すること

(3) 介護保険事業計画の進捗状況の把握・評価、介護保険事業運営に関すること

(4) 地域密着型サービスの指定に関すること

(5) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬等の設定に関すること

(支援センターの基本機能)

第7条 支援センターは、以下の基本機能を担うものとする。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業及び指定介護予防支援事業が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行う。

(2) 高齢者の相談を総合的に受け止め、訪問により、実態把握の上必要なサービスにつなげる。また、虐待の防止等高齢者の権利擁護に努める。(総合相談支援・権利擁護)

(3) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援する。(包括的・継続的ケアマネジメント支援)

(4) その他必要な事業

(指定介護予防支援事業の提供方法・内容)

第8条 指定介護予防支援事業の提供方法及び内容については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令)第29条から第31条に従って実施する。

(指定介護予防支援事業の利用料その他の費用の額)

第9条 指定介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定介護予防支援事業が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、加茂市地域内(北・南・七谷地区)とする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 支援センターは、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 支援センターは利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 支援センターは、地域支援事業及び指定介護予防支援事業の提供中に、担当職員、介護予防サービス事業所従事者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、町に通報するものとする。

(苦情対応)

第13条 提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 14 条 担当職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、担当職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 支援センターは、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 支援センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 支援センターは、指定介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者(以下「居宅介護支援事業者」という。)に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援事業の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

3 担当職員及び指定介護予防支援事業を受託した居宅介護支援事業者は、業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年 12 月 21 日条例第 37 号)の規定によるものとし、その取扱いについては十分留意しなければならない。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。